

鳥取県町村総合事務組合監査委員条例

(平成29年 月 日 条例第11号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第2条 法第199条第4項の規定による監査は、毎年4月から12月までの間に1回行うものとする。ただし、必要がある場合においては、その期間を延長することができる。

(臨時監査)

第3条 監査委員は、法第199条第2項、第5項及び第7項並びに第235条の2第2項の規定により必要があると認めて監査を行う場合は、監査の期日5日前までに、その期日を管理者その他関係機関又は法第199条第7項の規定による監査の対象となる者に通知しなければならない。ただし、緊急に監査する必要があると認めるとき、その他特別の事由があるときは、この限りでない。

(請求又は要求に基づく監査)

第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項、第242条第1項及び第243条の2第3項の規定による監査の請求又は要求があった場合には、60日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(審査意見の提出)

第5条 監査委員は、法第233条第2項の規定による決算及び証書書類等の審査を行ったときは、審査に付された日から20日以内に管理者に意見を提出しなければならない。

(例月出納検査)

第6条 法第235条の2第1項の規定による例月出納検査は、毎月10日（この日が鳥取県町村総合事務組合の休日を定める条例（平成4年鳥取県町村職員退職手当条例第4号）第1条に規定する休日に当たるときは、その翌日）に行わなければならない。ただし、出納計算書等の書類を送付することによりこれに代える

ことができる。

(請願に対する措置)

第7条 法第125条の規定により議会から送付を受けた請願については、送付のあった日から20日以内に(20日以内に次の会議が開かれないときは、次の会議の終わりまで)に、その請願の処理の経過及び結果を議会に報告しなければならない。

(公表の方法)

第8条 法第75条第2項及び第3項、法第199条第9項及び第12項並びに法第242条第3項及び第7項の規定による公表は、公告式条例(昭和36年鳥取県町村職員退職手当組合条例第1号)の規定による公表の例により行う。

(補則)

第9条 法令及びこの条例に規定するものを除くほか、監査委員の職務の執行に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。